

## むつ市議会第227回定例会会議録 第7号

議事日程 第7号

平成28年3月18日（金曜日）午前10時開議

### ◎諸般の報告

#### 【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第1号 むつ市行政不服審査条例
- 第2 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第3 議案第3号 むつ市職員の退職管理に関する条例
- 第4 議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第5 議案第5号 むつ市地域基盤安定化基金条例
- 第6 議案第6号 むつ市地域福祉計画策定委員会条例
- 第7 議案第7号 むつ市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
- 第8 議案第8号 むつ市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例
- 第9 議案第9号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 むつ市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 むつ市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 むつ市税条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第16号 むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及びむつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第17号 むつ市防災会議条例及びむつ市災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第18号 むつ市過疎地域自立促進計画について
- 第19 議案第22号 平成27年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第20 議案第23号 平成27年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第21 議案第24号 平成27年度むつ市公共用地取得事業特別会計補正予算
- 第22 議案第25号 平成27年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算
- 第23 議案第26号 平成27年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第24 議案第27号 平成28年度むつ市一般会計予算
- 第25 議案第28号 平成28年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第26 議案第29号 平成28年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算

- 第27 議案第30号 平成28年度むつ市介護保険特別会計予算  
第28 議案第31号 平成28年度むつ市下水道事業特別会計予算  
第29 議案第32号 平成28年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算  
第30 議案第33号 平成28年度むつ市魚市場事業特別会計予算  
第31 議案第34号 平成28年度むつ市水道事業会計予算  
第32 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

【議案質疑、討論、採決】

- 第33 議案第35号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例  
第34 議案第36号 平成27年度むつ市一般会計補正予算

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第35 議員提出議案第1号 むつ市議会議員定数条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	川 下 八 十 美	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	10番	東 健 而
11番	菊 池 光 弘	12番	岡 崎 健 吾
13番	鎌 田 ちよ子	14番	佐 賀 英 生
15番	大 瀧 次 男	16番	半 田 義 秋
17番	富 岡 修	18番	斉 藤 孝 昭
19番	富 岡 幸 夫	20番	村 中 徹 也
21番	白 井 二 郎	22番	中 村 正 志
23番	野 呂 泰 喜	24番	濱 田 栄 子
25番	佐々木 肇	26番	浅 利 竹 二 郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 育 委 員 会 長	高 瀬 厚 太 郎	教 育 長	遠 島 進
公 営 企 業 管 理 者	遠 藤 雪 夫	代 査 委 員 会 長	阿 部 昇
総 括 監 理	花 山 俊 春	総 務 政 策 長	川 西 伸 二
財 務 部 長	石 野 了	民 生 部 長	柳 谷 孝 志
保 健 福 祉 部	畑 中 秀 樹	経 済 部 長	高 橋 聖
建 設 部 長	吉 田 正	川 内 庁 舎 長	松 本 大 志
大 所 大 管 理 課 長	坂 井 隆	野 野 舎 野 課 長	白 尾 芳 春
会 管 総 政 理 出 納 室 長	鹿 内 徹	選 挙 管 理 局 長	杉 山 重 行

農委會 農業局長	工業局長	初男	信子	清俊	山川	竹子	農委會 農務局長
企業局長 營水	川森	浩史	子厚	俊義	川野	古光	企業局長 營水
務部事務 策理課	野藤	賀範	厚剛	義剛	野家	光氏	務部事務 策理課
育會局策監 員務進	寺島	誠	郎	智	家村	中村	育會局策監 員務進
務部略長 合戰一室長	角本	力	真郎	俊	村田	村田	務部略長 合戰一室長
部造長 濟創	吉田	和久	郎	俊	田杉	田杉	部造長 濟創
育會局課幹 員務務	畑中	涉	勝	俊	杉島	杉島	育會局課幹 員務務
務部課事 策務					島	小島	務部課事 策務

事務局職員出席者

事務局長	柳田	諭	次長	濱田	賢一
總括主幹	佐藤	悦	主幹	小林	睦
主任主査	村口	也	主事	山本	翼

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（浅利竹二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（浅利竹二郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、3月8日に行われました横垣成年議員の一般質問中の不適切な発言について出されました議事進行については、3月14日に開催されました議会運営委員会で協議した結果、適切に処理されましたので、ご報告いたします。

次に、3月10日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長及び予算審査特別委員長からそれぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 本日の会議は議事日程第7号により議事を進めます。

## ◎発言の申し出

○議長（浅利竹二郎） この際、横垣成年議員より発言の申し出がありますので、これを許可します。  
5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） おはようございます。議長には、本日発言の機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

私は、3月8日の一般質問の発言の中で、「\_\_\_\_\_」、「\_\_\_\_\_」、「\_\_\_\_\_」、「\_\_\_\_\_」という不適切な発言をしてしまいました。市長並びに市民の皆様、そして議員皆様には大変失礼な発言をして申しわけございませんでした。

今後は、十分気をつけながら発言をまいります。議長におかれましては、不適切な発言部分の取り消しと会議録からの削除をしていただきますようお願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） これで横垣成年議員の発言を終わります。

## ◎発言の取り消し

○議長（浅利竹二郎） ただいま横垣成年議員から、3月8日の一般質問での発言の一部に不適切な表現があったので、取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。横垣成年議員からの発言取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、横垣成年議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

## ◎日程第1～日程第32 委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（浅利竹二郎） 日程第1 議案第1号 むつ市行政不服審査条例から、日程第32 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの32件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第1号から議案第5号まで、議案第9号から議案第14号まで、議案第17号、議案第18号、議案第24号及び報告第1号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（8番 石田勝弘議員登壇）

○8番（石田勝弘） 総務教育常任委員会に付託されました議案14件、報告1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月10日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案のうち議案第13号につきましては、反対討論がございましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか13議案、1報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第1号 むつ市行政不服審査条例についてであります。理事者側から、行政不服審査法の全部改正に伴い、同法の規定に基づく不服審査の取り扱いに関し必要な事項を定めるためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでありま

すが、理事者側から、行政不服審査法の全部改正に伴い、同法の規定に基づく不服審査の取り扱いに関し、関係条例であるむつ市情報公開条例ほか9つの条例を一部改正するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第3号 むつ市職員の退職管理に関する条例についてであります。理事者側から、地方公務員法の一部改正に伴い、離職後に営利企業等に再就職した管理、監督の地位にあった元職員による現職員への働きかけの2年間の規制及び離職後2年間の再就職情報の届け出の義務について定めるためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、再就職者による働きかけを離職後2年間禁止することであるが、再任用職員の取り扱いはどうなるのかとの質疑があり、理事者側から、再任用期間終了後の2年間が対象となるとの答弁がありました。

次に、議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。理事者側から、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の分限、給与等に係る関係条例であるむつ市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例ほか4つの条例を一部改正するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、降給などの職員の分限処分は公表されるのかとの質疑があり、理事者側から、むつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定により公表されるとの答弁がありました。

次に、議案第5号 むつ市地域基盤安定化基金条例についてであります。理事者側から、合併特例債を主な財源として、地域住民の連帯強化、生活基盤の安定化または地域振興に資する事業に

活用するため基金を設置するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、基金設置に当たり、合併特例債以外の財源はないのかとの質疑があり、理事者側から、基金の内訳として合併特例債が95%、一般財源が5%となっているとの答弁がありました。

また別の委員から、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるかとあるが、この有価証券は何を指すのかとの質疑があり、理事者側から、株券や国債等であるが、この基金を活用して銀行からの一時借入金をできるだけ少なくし、借り入れに伴う利子を抑えたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第9号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、青森県人事委員会の勧告内容に準じ、市職員の給料月額及び勤勉手当支給割合を改定するとともに勤務1時間当たりの給与額の算出方法を変更するためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第10号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第12号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、これら3議案は、特別職職員等の期末手当について、市職員の取り扱いと同様に支給割合を引き上げるためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第13号 むつ市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであり

ますが、理事者側から、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、市職員の給料月額を一律3%減額するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、若手職員への配慮について質疑があり、理事者側から、そういう議論もあった中で、管理職職員については管理職手当の50%減額を実施していることを考慮した結果であるとの答弁がありました。

次に、議案第14号 むつ市税条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地方税法の一部改正に伴い、市税の徴収及び換価の猶予に係る規定の整備、減免申請期限の延長のほか所要の改正を行うためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、減免の要件と徴収猶予した場合の延滞金について質疑があり、理事者側から、減免の要件については、災害等の被害に遭ったり所得が極端に落ち込んだりした場合に該当する場合がある。また、徴収猶予した場合の延滞金については、本条例に基づいた基準を満たした場合は加算されないとの答弁がありました。

また別の委員から、今回の改正により市民にどのような影響があるのかとの質疑があり、理事者側から、これまで50万円以上の税額を徴収猶予する場合は担保を徴することになっていたが、これが100万円以上で3カ月を超える猶予期間の場合に引き上げられ、滞納処分に係る差し押さえ財産の換価を申請により猶予できるようになるとの答弁がありました。

次に、議案第17号 むつ市防災会議条例及びむつ市災害対策本部条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、災害対策基本法の一部改正に伴い、むつ市防災会議の所掌事務等を見直すほか、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありました。委員からの質

疑等はありませんでした。

次に、議案第18号 むつ市過疎地域自立促進計画についてであります。理事者側から、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限の延長に伴い、平成28年度から平成32年度までの5カ年を計画期間とする新たなむつ市過疎地域自立促進計画を定めるためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今後、本計画に事業を追加することは可能なのかとの質疑があり、理事者側から、本計画期間5カ年の間に事業の追加は十分に考えられ、その際には過疎債の増額も可能であるとの答弁がありました。

次に、議案第24号 平成27年度むつ市公共用地取得事業特別会計補正予算についてであります。理事者側から、繰越明許費として道の駅整備事業費9,000万円を繰り越すものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、用地の取得状況について質疑があり、理事者側から、取得予定16筆のうち11筆について契約し、約62%の取得率となっているとの答弁がありました。

次に、報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、平成28年1月1日からの市民税の減免申請に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、記載することとしていた個人番号を記載しないこととしたものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第7号、議案第8号、議案第23号、

議案第25号及び議案第26号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（24番 濱田栄子議員登壇）

○24番（濱田栄子） おはようございます。産業建設常任委員会に付託されました議案5件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月10日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第7号 むつ市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例についてであります。理事者側から、消費者安全法の改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を定めるためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、消費生活相談員資格試験に合格した者は市内に何名いるのか、また、同等以上の専門的な知識及び能力を有する者とは何を基準に判断するのかとの質疑があり、理事者側から、資格を有する者については市で直接把握していないが、青森県消費生活センターに登録をしている資格保有者は1名であり、また、同等以上の専門的な知識及び能力を有すると認める者とは、県で行っている専門的な知識の研修など一定期間の研修を終えた者としているとの答弁がありました。

次に、議案第8号 むつ市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例についてであります。理事者側から、むつ都市計画特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関し必要な事項及び特定用途制限地域内建築

制限特例許可申請手数料を定めるためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、住宅地域の幹線道路沿いは、都市計画法に定める準防火地域に該当するののかとの質疑があり、理事者側から、準防火地域には該当しないとの答弁がありました。

次に、議案第23号 平成27年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてであります。理事者側から、決算見込みにより歳入歳出それぞれ2,257万2,000円を減額するもので、補正後の歳入歳出予算総額は15億1,035万1,000円となるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第25号 平成27年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算についてであります。理事者側から、大畑町魚市場建設第1期工事の繰り越しに伴う出来高確認のための旅費を増額するもので、補正後の歳入歳出予算総額は3億268万1,000円となるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第26号 平成27年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。理事者側から、決算見込みにより補正するものであり、収益的収入及び支出において、支出では1,095万4,000円を、収入では4,328万4,000円をそれぞれ減額しているほか、資本的収入及び支出において、支出では6,145万8,000円を、収入では6,289万4,000円をそれぞれ減額しているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第6号、議案第15号、議案第16号及び議案第22号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（22番 中村正志議員登壇）

○22番（中村正志） 民生福祉常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月10日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案のうち議案第15号につきましては、反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか3議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第6号 むつ市地域福祉計画策定委員会条例についてであります。理事者側から、市の地域福祉計画を策定するに当たり、市民参画を図りつつ専門性及び多角的な視点を確保した住民意見を反映させ、複雑で多様化する地域の福祉課題を審議するための附属機関を設置するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、第4条の各号に掲げる福祉関係団体とは、具体的にどのような団体を指すのかとの質疑があり、理事者側から、例としては、第1号の児童福祉関係団体では保育園や幼稚園など、第4号の健康福祉関係団体では食生活改善推進員協議会や学校保健会など、第5号の社会福祉関係団体では民生委員児童委員協議会などの団体を想定しているとの答弁がありました。

次に、議案第15号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、むつ市国民健康保険特別会計の収支均衡を図るため、むつ市国民健康保険財政健全化指針にのっとり税率を改正するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、医療給付に関する部分は引き下げとなり、後期高齢者支援金、介護納付金に関する部分が引き上げとなっている理由について質疑があり、理事者側から、医療給付の部分については、ジェネリック医薬品の普及、受診率の低下により医療費の伸び率が縮小されたほか、前期高齢者交付金等の税外収入が増額されたため引き下げになり、後期高齢者支援金、介護納付金の部分については、一人当たりの負担額がふえているため引き上げになったとの答弁がありました。

次に、議案第16号 むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及びむつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、所要の条文整理をするためのものであるとの説明がりましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第22号 平成27年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。理事者側から、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部が改正され、へき地直営診療所に係る特別調整交付金が増額されたことにより8,273万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を89億111万6,000円とするためのものであるとの説明がりましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第27号から議案第34号までについて、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

（11番 菊池光弘議員登壇）

○11番（菊池光弘） おはようございます。予算審査特別委員会に付託されました、議案第27号 平成28年度むつ市一般会計予算から、議案第34号 平成28年度むつ市水道事業会計予算までの議案8件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月11日及び14日、市長、副市長、教育長及び公営企業管理者ほか関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

初めに、議案第27号 平成28年度むつ市一般会計予算、議案第28号 平成28年度むつ市国民健康保険特別会計予算及び議案第34号 平成28年度むつ市水道事業会計予算については、それぞれ委員1名より反対討論がりましたが、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号 平成28年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算、議案第30号 平成28年度むつ市介護保険特別会計予算、議案第31号 平成28年度むつ市下水道事業特別会計予算、議案第32号 平成28年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算及び議案第33号 平成28年度むつ市魚市場事業特別会計予算は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで予算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で、各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時45分まで暫時

休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました31議案1報告については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第1号

○議長（浅利竹二郎） まず、議案第1号 むつ市行政不服審査条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第2号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第3号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第3号 むつ市職員の退職管理に関する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第4号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第5号 むつ市地域基盤安定化基金条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第6号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第6号 むつ市地域福祉計画策定委員会条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第7号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第7号 むつ市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上

で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第8号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第8号 むつ市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第9号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第9号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に

入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第10号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第10号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決され

ました。

◇議案第11号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第12号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第12号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第13号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第13号 むつ市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。6番目時睦男議員。

（6番 目時睦男議員登壇）

○6番（目時睦男） 議案第7号 むつ市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

本案は、経済低迷による……失礼しました、議案第7号と申し上げましたが、13号の間違いであります。

本案は、経済低迷による市税収入減、合併特例債の段階的低減や電源三法交付金などの減額が見込まれ、このまま推移すれば平成32年度の累積赤字が20.7億円となり、財政破綻を招きかねないことから、財政健全化の一環として、平成27年度に引き続き平成28年度も職員給与を3%引き下げをする条例改正であり、このことによる削減総額を

9,586万円見込んでいる内容となっています。

しかしながら、市税、合併特例債、電源三法交付金のいずれも以前から歳入減額が予測できながら、13億3,000万円を投じた北の防人整備事業を初め、不要不急の箱物行政が財政悪化の大きな要因であります。

さらに、昨年7月のむつ市財政中期見通しで示した重点事項8項目の緊急健全化対策全体の具体的計画を先送りし、使用料、手数料などの引き上げや職員給与の引き下げ先行実施は、市民や職員からの理解と協力を得ることはできません。

我がむつ市は、合併以来、行財政改革を初め5年ごとの定員適正化計画を策定し、組織の改編や各種施設管理体制の指定管理者制度への移行、退職者不補充を行い、職員の削減を行ってまいりました。その結果、合併時635名であった職員が現在は516名であり、この10年間で119名減少しています。この数字は、定員適正化計画の平成28年度目標541名を25名上回り、仕事が追いつかないことから、以前にも増して残業が余儀なくされ、中には通常でも帰宅が午後9時、遅いときには零時過ぎの場合もあることから、家族が健康を心配している実態にもあります。

一方、むつ市の職員給与は全国の都道府県及び市町村、市区町村1,788団体ある中で1,663位に位置し、下から125番目と低い位置にランクされています。また、県内10市の人口規模が類似している十和田市と五所川原市との比較においても、むつ市が十和田市より月額2万3,900円、五所川原市より2万8,100円低くなっております。そして、3%の引き下げによる1億円近い給与が減額となれば購買力が低下することとなり、むつ市経済に悪影響を及ぼすことは明らかであります。

加えて、職員の仕事に対するモチベーション低下が懸念され、ひいては市民サービス低下にもつながることから、本案に反対します。議員皆様方

のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） これで討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第13号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者22人、起立しない者3人）

○議長（浅利竹二郎） 起立多数であります。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第14号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第14号 むつ市税条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第15号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第15号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい

て、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。4番工藤祥子議員。

(4番 工藤祥子議員登壇)

○4番(工藤祥子) 議案第15号に対し、反対討論を行います。

国民健康保険は、主な5つの医療保険の中で加入者数が最も多い医療保険です。75歳以上の後期高齢者医療保険と比べても、所得に対する負担率は最も高くなっています。県内40市町村の国保特別会計、平成26年度単年度決算を見ても、赤字になった自治体は4分の3という厳しい数字が出ています。昨年5月に医療保険制度が改正され、国保制度の都道府県化を決めましたが、それとともに国保財政悪化、高い保険税の負担という制度の矛盾の存在を国は認め、財政的支援の方向を打ち出しました。平成26年度約5,000億円、平成27年度約1,700億円プラス200億円、平成29年度からさらに1,700億円の追加等です。先日の質疑の中で国保税の税率改定、つまり値上げにより来年度は1人当たり3,750円の保険税の値上げ、1人当たりの保険税平均9万7,492円、むつ市民に与える負担増は約6,000万円という中身が明らかになりました。

今回の値上げ率は4%で、特定健診への無料化、さまざまな保険事業の取り組み努力により低く抑えられており、評価に値するものだと思っています。しかし、平成20年、平成22年、平成26年の連続値上げ、そして今回4回目の値上げで保険税額は

は県3位の高さにあります。

県発表によると、平成26年度の1人当たりの保険税平均は8万1,573円、今回の値上げ案ではむつ市は1人当たり平均9万7,492円です。年度のずれがありますが、この値上げで県3位になるというこの高い税額は、市民に痛みを与える税額となっています。

4月から入院食費の負担増が始まります。薬局でも買える市販品類似医薬品の湿布、漢方薬などの保険外しが検討されています。さまざまな社会保障の改悪が計画されています。年金支給額を目減りさせるマクロ経済スライドをさらに改悪、消費税の10%増の計画もあります。市民の負担は限界であり、地域経済をますます冷え込ませる値上げです。

よって、国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対いたします。

○議長(浅利竹二郎) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第15号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第16号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第16号 むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及びむつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第17号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第17号 むつ市防災会議条例及びむつ市災害対策本部条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第18号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第18号 むつ市過疎地域自立促進計画についてについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第22号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第22号 平成27年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第23号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第23号 平成27年度むつ市下水道事業特別会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第24号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第24号 平成27年度むつ市公共用地取得事業特別会計補正予算について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上

で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第25号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第25号 平成27年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第26号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第26号 平成27年度むつ市水道事業会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第27号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第27号 平成28年度むつ市一般会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。5番横垣成年議員。

(5番 横垣成年議員登壇)

○5番(横垣成年) 議案第27号 平成28年度むつ市一般会計予算に対し、反対討論を行います。

本案は、温暖化対策と経費削減にもなる本庁舎の照明器具LED化工事費744万4,000円、川内の・木市営住宅建設事業費1億1,109万7,000円、乳幼児等医療費給付事業費5,762万4,000円など市民生活に欠かせない事業が計上されております。一方、将来大変になるからという理由だけで、市職

員の給与3%減、総額9,586万1,000円の減額、市民の使用料、手数料の値上げ約2,000万円が反映されている予算となっております。

また、将来が大変になるといいながら、急ぐ必要のない新体育館整備事業費2億3,229万2,000円が計上されております。もっと優先すべき事業に影響することは必至であります。新体育館は急ぐ必要はありません。

平成21年度に本庁舎移転事業が終了しました。早速平成23年から雨漏りということで改修工事費が全体で2億5,000万円、本年度は本庁舎屋上防水改修工事費1億2,957万9,000円が計上されております。商業施設を利用した本庁舎建設はすべきでない、かえって高いものとなると私は主張してまいりました。億単位の改修工事がこれから始まるようであります。

原発関連交付金22億2,968万円が計上され、原発事故がいまだに収束していないにもかかわらず原子力施設等見学会開催事業費801万円が計上されるなど、いわゆる原発マネーに依存する原発推進の予算となっております。原発推進をやめ、原発事故に真摯に向き合い、再生可能エネルギーで地産地消を推進し、1次産業を大切に、育て、下北の宝を大切にする、それこそジオパークに本気で取り組む市政となるべきであります。

市職員の給与を削り、市民の負担をふやしなからの新体育館建設は急ぐべきではありません。

本案に反対いたします。

○議長(浅利竹二郎) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第27号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長（浅利竹二郎） 起立多数であります。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第28号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第28号 平成28年度むつ市国民健康保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。4番工藤祥子議員。

（4番 工藤祥子議員登壇）

○4番（工藤祥子） 議案第28号に対し、反対討論を行います。

国民健康保険税の税率改正として、平成20年からの3回の値上げに引き続き4回目の値上げ案が含まれています。

議案第15号と同様の理由で反対いたします。

○議長（浅利竹二郎） これですべての討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第28号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者22人、起立しない者3人）

○議長（浅利竹二郎） 起立多数であります。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第29号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第29号 平成28年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第30号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第30号 平成28年度むつ市介護保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よ

って、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第31号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第31号 平成28年度むつ市下水道事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第32号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第32号 平成28年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第33号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第33号 平成28年度むつ市魚市場事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第34号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第34号 平成28年度むつ市水道事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） 議案第34号 平成28年度むつ市水道事業会計予算に対し、反対討論を行います。

本案は、水道料金の値上げ総額、税込みで1,531万円が反映されている予算でございます。値上げは、大畑地域の3,105件が対象です。

市民への負担増が反映されている本案に反対いたします。

○議長（浅利竹二郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第34号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者22人、起立しない者3人）

○議長（浅利竹二郎） 起立多数であります。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

◇報告第1号

○議長（浅利竹二郎） 次は、報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は委員長報告のとおり承認されました。

### ◎日程第33～日程第34 議案質疑、討論、採決

◇議案第35号

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第33 議案第35号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第35号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◇議案第36号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第34 議案第36号平成27年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第36号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第35 議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

◇議員提出議案第1号

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第35 議員提出

議案第1号 むつ市議会議員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。8番石田勝弘議員。

(8番 石田勝弘議員登壇)

○8番(石田勝弘) 議員提出議案第1号 むつ市議会議員定数条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

当市では急激な少子高齢化と人口減少が進行し、また、長引く地域経済の低迷等により財政状況が一層厳しくなる中、市政運営の監視とチェック機関としての市議会の役割について、市民の注目が集まり、これまで2度開催した議会報告会及び市民との意見交換会においても議会の活動状況や議員の定数について、市民の関心が高くなっていると感じております。

こうした状況から当市議会においても、市税収入の伸び悩みや普通交付税の段階的な逓減など、今後一層厳しくなる当市の財政状況に鑑み、また、市民に信頼され活動力と創造力のある議会を築くため、より一層議会改革を積極的に推し進めることを重ねて決意し、議員定数の見直しについての議論を行い、全議員の意思統一には至りませんでした。賛同する議員24人をもって、次のむつ市議会議員一般選挙から定数を22人に改めるため提案するものであります。

以上、上程されました議員提出議案第1号の提案理由であります。議員皆様方のご理解とご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(浅利竹二郎) これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

(5番 横垣成年議員登壇)

○5番(横垣成年) 議員提出議案第1号 むつ市議会議員定数条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。

本案は、むつ市議員定数を26から22に改正するものであります。提案理由は、「今後一層厳しくなる当市の財政状況に鑑み」云々とあります。議員報酬520万円のうち地方交付税が70%とすると、むつ市独自の負担は156万円であり、4人で624万円の負担軽減であります。むつ市民とむつ市とのパイプを細くすることで財政がよくなる保障は全くありません。市民とのパイプが太いことが厳しくなる財政状況の要因でもありません。今こそ財政を含めた行政を厳しくチェックする議会が求められているのではないのでしょうか。

本案は、市民の声をますます届きにくくするものであり、民主主義の後退を招くものであります。

本案に反対いたします。

○議長(浅利竹二郎) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議員提出議案第1号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者23人、起立しない者2人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

### ◎閉会の宣告

○議長(浅利竹二郎) これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第227回定例会を閉会いたします。

午前11時32分 閉会